

令和9年度

保育園入園案内



阿智村教育委員会

TEL (0265)45-1231

目 次

子ども・子育て支援制度とは、新制度における教育・保育の場、

認定区分、保育園の役割	-----	1P
保育園の利用基準	-----	2P
保育の実施状況	-----	3P
保育園を利用するために	-----	5P
村以外の保育園等の利用について	-----	5P
退園・休園について	-----	5P
徴収金について	-----	6P
子育て支援事業	-----	7P
保育料徴収基準額表	-----	8P
年齢別クラス確認表	-----	9P

子ども・子育て支援制度とは

安心して子育てができるように「子ども・子育て支援制度」ができました。すべての家族が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、就学前の子どもの教育・保育の場を一元化して「量の拡充」と「質の向上」を図っています。

新制度における子どもの教育・保育の場

幼稚園 (3歳～5歳)	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う学校 利用時間：昼過ぎころまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施
保育所 (0歳～5歳)	就労等のため家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設 利用時間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
認定こども園 (0歳～5歳)	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 利用時間：(0歳～2歳) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 ：(3歳～5歳) 保護者の就労状況に関わりなく教育・保育を一緒に実施

保育園の役割

保育園は、村で行っている子育て支援事業の一つとして、児童福祉法に基づき保育を必要とする子どもの保育を行ない、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。入園している子どもの最善の利益（子どもの幸せ）を考え、子どもの福祉の増進を図ります。保育に関する専門的な知識と技術を基に、子どもたちの心身の発達や状況などを踏まえ、保護者と一緒に子どもたちの健やかな心身の発達を支え促します。

阿智村では、就学前教育の場として3歳以上児には、基本的な生活習慣を身につけ集団による仲間とのかかわりや体験活動を通じて社会性を育み、知性を身につける場として環境を整え提供していきます。0歳からの未満児保育は、個々の発達に応じた関わりによって、安全で安らかな生活を保障し、情緒の安定を図るとともに心身の発達を促します。また、働く保護者の子育て相談に応じるなどともに子育てを行っていきます。

豊かな自然や伝統文化などすばらしい環境の中で、個々を大切にしながら未来をつくり出すことのできる子どもを育てます。

認定区分

施設などを利用するには、村から利用のための認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	認定区分	要 件
3歳～5歳	1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合
	2号認定	3歳以上で保育を必要とする場合
0歳～2歳	3号認定	3歳未満で保育が必要な場合

保育園の利用基準

保育園等施設を利用（入園）する場合は、村に教育・保育給付認定申請書を提出し支給認定証の交付を受ける必要があります。

この教育・保育給付認定は「保育の必要性の事由」によって、次の区分に分かれます。

① 保育を必要とする事由及び利用期間

以下のいずれかの事由に該当すること。

（同居の親族、その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することがあります。）

事 由	要件及び期間
(1) 就労	1 ヶ月あたり 64 時間以上労働することを常態としていること - フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労はのぞく） - 農業の場合、30 ㍍規模（兼業農家は 15 ㍍規模）以上とする
(2) 妊娠、出産	- 出産予定日が含まれる月の 2 か月前から - 出産後、出産日から 8 週後の月末まで
(3) 保護者の疾病、障がい	- 疾病、負傷により加療が必要な期間 - 障害者手帳保持者（身体 3 級以上・精神・療育）
(4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
(5) 災害復旧	村長が認める期間
(6) 求職活動	起業準備を含む。原則 3 か月を限度とし、3 か月ごとに状況を確認
(7) 就学	就学の期間（職業訓練校等における職業訓練を含む）
(8) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	村長が認める期間
(9) 虐待や DV のおそれがあること	村長が認める期間
(10) その他	上記に類する状態として村長が認める場合

② 保育の必要性の区分

保育必要性の区分	利用可能な保育時間	要 件
保育標準時間	11 時間	父母のいずれも 1 か月当たり 120 時間以上の就労
保育短時間	8 時間	父母のどちらか一方が、1 ヶ月あたり 64 時間以上 120 時間未満の就労

保育の実施状況

受け入れ年齢

おおむね生後 10 か月から就学前（満 6 歳になった最初の 3 月 31 日）まで

未 満 児 保 育

次の保育園で 3 歳未満児（3 号認定）の保育を行います。（4 月 1 日現在の年齢）

- あふち保育園 = 0, 1, 2 歳児
- 伍和保育園、智里東保育園 = 1, 2 歳児
- 浪合保育園、清内路保育園 = 2 歳児

※希望者の状況、職員体制により変更があります。

保育日数および休園日

- 保育日数は年間 270 日以上です（令和 8 年度 284 日）。
- 休園日は、日曜日、祝・祭日、年末・年始、保育園で定めた日です。

保 育 時 間

通常の保育時間は次のとおりです。

- 平 日 午前 8 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0
- 土曜日 午前 8 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0

延 長 保 育

下記のとおり延長保育を行なっています。

保育園名	朝延長	夕延長
あふち保育園	7:30～8:00	16:00～19:00
伍和保育園	7:30～8:00	16:00～18:30
智里東保育園	7:30～8:00	16:00～18:30
智里西保育園		16:00～17:15
浪合保育園		16:00～17:15
清内路保育園		16:00～17:15

※令和 8 年度浪合保育園は休園

- あらかじめ申し込みが必要です。
- 延長保育料は 30 分 100 円です。保育必要性区分により延長保育料の発生時間が異なります。
- 17:30 以降利用される場合は補食（おやつ）を、料金 1 回 20 円で提供します。
- 料金は、1 か月分をまとめて翌月に請求します。
- 行事、職員研修等によりお受けできない場合があります。

土 曜 保 育

あふち保育園にて保育をします。

- 時 間 7：30～16：00（7:30～8:00 は延長保育となります。）
- 持ち物 おかず入り弁当・おやつ・水筒
- 事前に申請が必要です。

希 望 保 育

夏・春休みは希望保育を行います。

- 時 間 通常保育と同じ
- 場 所 各園
- 昼食・水筒持参となります。補食（おやつ）は保育園より提供し、後日集金します。
- 事前に申請が必要です。（園からお便りが出ます）

特 別 保 育

夏・冬・春休みは特別保育を行います。

- 時 間 7：30～19：00
（7：30～8：00、16：00～19：00 は延長保育となります。）
- 場 所 あふち保育園
- 昼食・水筒持参となります。補食（おやつ）は保育園より提供し、後日集金します
- 事前に申請が必要です。（園からお便りがでます）

要 支 援 児 の 保 育

特別な配慮を必要とする子どもさんには、保護者と相談し子どもさんの状態に合わせ保育をします。

人権を尊重し、共に育ち合う保育を進めます。

入園申込みの際にご相談ください。

保 育 園 の 休 園

園児の募集をした結果 3 歳以上児の利用希望が 5 名以下の場合、その年度内その保育園は休園します。この場合、他の園へ優先的に利用決定をするとともに、その保育園までの通園費を補助します。（1 か月 1,400 円／km）

保育園を利用するために

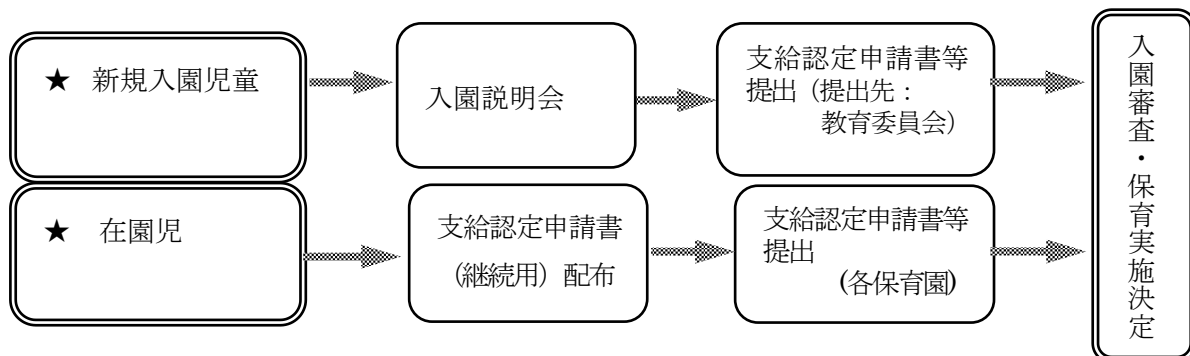
◎ 支給認定申請書兼施設利用申込書を提出してください。

- 申込用紙に必要事項を記入してください。
- 希望する保育園を選択し、申し込みすることができます。ただし、定員を超過した場合は、家庭の状況、居住地区、就労状況などを考慮し、選考により保育園を決定するため、他の保育園へ変更していただく場合があります。
- 何らかの理由で一度退園し、再度入園する場合は改めて申し込みが必要です。

◎ 次の証明または書類を添付してください。

- 常勤・パート・内職 …… 就労証明
- 自営・農業 …… 自営業、農業就労証明
- 出 産 …… 診断書、母子健康手帳の写し
- 疾 病 等 …… 疾病に関する診断書、障害者手帳等の写し
- 介 護 …… 介護認定の写し
- 求職活動 …… ハローワークの登録証など

◎ 保育園入園手続きの流れ



※支給認定申請書の提出期限は、12月11日(金)です。

村以外の保育園等の利用について

保護者の希望により、阿智村以外の保育園等を利用することができます。この場合でも申し込みは阿智村になります。利用を希望される月の2カ月前の月末までに申込書及び必要書類を提出してください。（10月入園希望の場合8月末まで）

ただし、利用先の市町村ごと受け入れ条件が異なりますので、事前にそれぞれの市町村や保育園等にご相談ください。

退園・休園について

退園をされるとき（転出や保育期間の終了）や長期（1か月以上）休園する場合は届けが必要です。早めに保育園または、教育委員会へ申し出てください。

徴収金について

【3歳以上児】

保育料は、国の方針により無料となりました。また、食材費（副食費）は、村の子育て世帯の負担軽減施策として無料です。教材の購入費を個々にご負担いただきます。

【3歳未満児】

保育料を保護者の所得に応じてご負担いただきます。（別表）
市町村民税の額（父および母の課税額を合算）により決定します。4月から8月は前年度、9月以降は当該年度の税額を用います。

◎ 保育料の軽減

- 同時入所の場合、2子目半額、3子目無料。
- 父母の年収を合算して360万円未満相当の家庭は、第1子は半額、第2子以降は無料。
- 所得にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料。
- その月に1日でも登園すればその月の保育料を徴収します。ただし、利用初月は入園日より日割りとします。月途中の退園は1か月分を徴収します。

◎ 延長保育料

- 30分 100円
- 17:30以降に利用される場合、補食（おやつ）代 1回20円
- 1か月分をまとめて翌月に請求します。

◎ 保育料の納入方法

口座振替と、直接納付とがあります。

- 口座振替 … 毎月25日、再振替が翌月5日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座より振替ます。振替が不能だった場合は、納付書により直接納付となります。口座振替の手続きは役場窓口又は金融機関窓口に申し出てください。
- 直接納付 … 納付書を保育園から子どもさんを通じてお配りします。役場窓口、お近くの金融機関または、コンビニエンスストアにてお支払いください。

＊ 滞納すると督促手数料100円を追加納付いただきます。また、理由なく滞納した場合は利用をお断りする場合があります。

＊ 災害、疾病等特別な事情が生じた場合や、村長が特に必要と認めた場合は、保育料が減額または免除されます。ご相談ください。

子育て支援事業

病児・病後児保育

病気のために保育園などで預かることができない子どもさんをお預かりします。

- ・ 対 象 生後 6 か月から小学校 3 年生までのお子さんで、入院するほどではないが、集団生活を送ることが困難であり家庭で保育することができない場合
- ・ 場 所 健和会病院内 【おひさま はるる TEL (0265) 23-4001】
- ・ 日 時 平日 8:00~18:00
- ・ 休 日 土・日・祝祭日、12/29~1/3、8/14~8/16
- ・ 利用料 5 時間以上 2,000 円、5 時間未満 1,000 円（世帯の状況、所得により減免あり）
- ・ 事前の登録が必要です。

こども誰でも通園制度

理由を問わず月 10 時間の範囲で 3 歳未満のお子さんを保育園に預けることができます。

- ・ 対 象 生後 6 か月から満 3 歳未満
- ・ 場 所 生後 9 か月まで 阿智村保健センター
生後 10 か月以降 あふち保育園
- ・ 時 間 平日 9:00~11:00
- ・ 利 用 料 1 時間 300 円

※こども誰でも通園制度総合支援ポータルサイトへのオンライン申請をご利用ください。

※初回利用前に面談があります。

一時保育

保育園に入園していないおおむね 1 歳から就学前のお子さんを一時的に保育が必要になったときにお預かりします。

- ・ 時 間 平日・土曜日 8:30~16:00
- ・ 実施保育園 あふち保育園 状況により他園も可
- ・ 休 日 日・祝祭日、保育園休園日
- ・ 利 用 料 3 歳未満 30 分 250 円、1 日 3,200 円（上限額）
3 歳以上 30 分 150 円、1 日 1,800 円（上限額）
おやつ 50 円、昼食 150 円

※ 週 3 日、月 1 2 日以内で利用できます。

※ 事前登録が必要。初回のみ面談があります

※ 原則として預ける一週間前までに申し込んでください。

ちびっこ（園開放）

保育園の園庭を保育園近隣の子育て家庭に開放してします。対象は歩き始めのお子さんからとなります。親子でお越しください。利用を希望される方は各園へお問い合わせください。

令和 8 年度 保育料徴収基準額表

階層区分	定義	利用者負担基準額（月額）	
		3 歳未満児	
		標準時間	短時間
第 1 階層	生活保護世帯	円 0	円 0
第 2 階層	村民税非課税世帯	0	0
第 3 階層	村民税所得割課税額 48,600 円未満 世帯	16,300 [8,150]	14,800 [7,400]
第 4－1 階層	村民税所得割課税額 57,700 円未満 世帯 ひとり親等の場合 77,101 円未満 世帯	21,700 [9,000]	20,200 [9,000]
第 4－2 階層	村民税所得割課税額 97,000 円未満 世帯	24,000	22,500
第 5－1 階層	村民税所得割課税額 133,000 円未満 世帯	28,300	26,800
第 5－2 階層	村民税所得割課税額 169,000 円未満 世帯	32,500	31,000
第 6－1 階層	村民税所得割課税額 235,000 円未満 世帯	37,100	35,600
第 6－2 階層	村民税所得割課税額 301,000 円未満 世帯	40,600	39,100
第 7 階層	村民税所得割課税額 397,000 円未満 世帯	44,000	42,500
第 8 階層	村民税所得割課税額 397,000 円以上 世帯	52,000	50,500

令和9年度 年齢別クラス確認表

クラス（実施年齢）	生 年 月 日
5 歳児	令和 3 年（2021 年） 4 月 2 日～令和 4 年（2022 年） 4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年（2022 年） 4 月 2 日～令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年（2023 年） 4 月 2 日～令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年（2024 年） 4 月 2 日～令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日
1 歳児	令和 7 年（2025 年） 4 月 2 日～令和 8 年（2026 年） 4 月 1 日
0 歳児	令和 8 年（2026 年） 4 月 2 日～

✕ 毛

[illegible]